

○九重町空き家活用定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、町内の空き家の有効活用により定住促進並びに地域活性化を図るため、本町に空き家を所有する者が空き家を賃貸の用に供する目的及び本町に定住しようとする者が住宅を確保する目的で必要な費用に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については九重町補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 九重町空き家バンクに登録された家屋
- (2) 空き家所有者 九重町空き家バンクに登録された家屋の所有者又は、相続人等の実際に空き家を管理する権利を有する者
- (3) 空き家利用者 九重町空き家バンク制度に登録された家屋の利用者又は、購入者
- (4) 定住 本町が備える住民基本台帳に記録されるとともに町内に生活の本拠を置くことをいう。
- (5) 子育て世帯 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者がいる世帯をいう
- (6) 若年者 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳以上40歳未満の者とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内の空き家所有者等とし、この補助金の交付を申請した日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、九重町暴力団排除条例(平成23年3月22日九重町条例第2号)第2条に規定する暴力団であってはならない。

- (1) 町税の滞納その他、町に対する債務の不履行がない者(同一世帯員を含む。)
- (2) 空き家利用者においてはこの補助金の申請日から10年以上本町に定住する者。空き家所有者においては当該物件を第三者(三親等以内の親族でないもの)に10年以上賃貸する者。ただし、家財処分補助及び移住応援給付金においては5年以上本町に定住する者とする。
- (3) 補助を受けようとする空き家に対して、他の制度による補助金の交付等を受けていない者。
- (4) 補助を受けようとする空き家利用者は、空き家又は売買及び賃貸後1年未満の者。ただし、「地域おこし協力隊」等の研修又は活動の後に定住が見込まれ、町長が別に認める活動期間についてはその期間を除外する。

(5) 移住応援給付金を受けようとする者は、県内の市町村内に住所を有していない又は居住後1年未満の空き家利用者。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費、補助率及び限度額は別表1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる経費は、九重町空き家・土地バンクを介した事業であり、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。ただし、該当する空き家、また、移住応援給付金については該当する世帯に対して1回に限り交付することとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は九重町補助金交付規則第3条の規定により提出する申請書及び、その他町長が必要と認める書類として別表2の書類を添付し提出しなければならない。

(補助条件)

第6条 補助条件は、次のとおりとする。

(1) 空き家においては居宅面積が18㎡以上で、台所・便所・洗面設備及び浴室を有する等居宅の用に供する物件であること。

(2) 空き家所有者においては、自らの居住又は三親等以内の親族へ賃貸する物件でないこと。また、空き家利用者においては、三親等以内の親族から譲渡または賃借する物件でないこと。

(3) 九重町空き家バンクへ登録された物件であり居住者決定後は速やかに改修の行える物件であること。ただし、居住者が決定した場合に申請を行うものとする。

(4) 空き家所有者においては、改修終了後の家賃は18㎡から40㎡未満の物件については30,000円未満、40㎡以上の物件については45,000円未満の金額で賃貸し、最低5年間は家賃の引上げを行わないこと。

(5) 空き家の改修を行う施工業者は、町内に事業所又は営業所を有する法人又は個人であること。

(6) 補助対象経費について、他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。

(7) 空き家改修終了後、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に対象物件に定住すること。

(実施状況の報告)

第7条 補助金の交付決定を受けたものは、町長が指示したときは、補助事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 実績報告書は九重町補助金交付規則第11条の規定によるほか、その他町長が必要と認める書類として別表3に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に定める実績報告書の提出を受けた場合、九重町補助金交付規則第9条

の規定による完了検査を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金の交付においては、九重町補助金交付規則第10条第2項の規定によるものとするが、移住応援給付金については精算払いのみとし、領収書の写しを添付しなければならないものとする。

(補助金の返還)

第10条 本補助事業の交付を受けたものが次の各号に掲げる要件に該当する場合、九重町補助金等交付規則第12条第1項に定める補助金の交付の決定の全部又は一部取消しに係る補助金返還として、別表4に掲げるとおりとする。ただし、申請者本人の死亡や災害等やむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 所有者改修補助及び利用者改修補助の交付を受けた場合

ア 虚偽の申請をした場合

イ 申請日から10年以内に本町から転出した場合

(2) 家財処分補助及び移住応援給付金の交付を受けた場合

ア 虚偽の申請をした場合

イ 申請日から5年以内に本町から転出した場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表Ⅰ（第4条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	限度額
(1) 家財処分 補助	所有者等が賃貸または売買するための不要物（仏壇や墓を含む）の撤去処分に係る経費とする。ただし、抜魂に係るお布施等の費用は対象外とする。	全額以内で 1,000円未満の端数を切り捨てた金額	100,000円
(2) 所有者改修 補助	空き家を賃貸するための修繕及び増築工事で居住に必要な場所に係る経費。ただし、経費の総額が（消費税及び地方消費税を含む。）300,000円以上となる工事を対象とする。	3分の2以内で 1,000円未満の端数を切り捨てた金額	1,000,000円
(3) 利用者改修 補助	空き家に居住するための修繕及び増築工事で居住に必要な場所に係る経費。ただし、経費の総額が（消費税及び地方消費税を含む。）300,000円以上となる工事を対象とする。	3分の2以内で 1,000円未満の端数を切り捨てた金額	1,000,000円
(4) 移住応援 給付金	空き家に居住するための住居移転に必要な引越し費用に係る費用。ただし、家財の準備費用等は対象外とする。	全額以内で1,000円未満の端数を切り捨てた金額	200,000円を上限とする。ただし、子育て世帯においては18歳未満の子一人当たり100,000円を加算する。また、若年者がいる世帯は最大100,000円を加算する。子育て加算と若年者加算は併用不可とする。

別表2（第5条関係）

事業区分	添付書類
(1) 家財処分 補助	誓約書（別紙様式第1号） 所有者及び利用者ともに町内在住者にあつては町税等納付状況調書（別紙様式第2号） 所有者及び利用者ともに町外在住者にあつては居住地における完納証明書 空き家利用者が県外者の場合は、空き家利用者の現在の住所地在分かる資料 売買または賃貸契約書の写し 家財処分に係る見積書の写し
(2) 所有者改修 補助	誓約書（別紙様式第1号） 賃貸契約書の写し 町内在住者にあつては町税等納付状況調書（別紙様式第2号） 町外在住者にあつては居住地における完納証明書及び町税等納付状況調書（別紙様式2号） 空き家利用者が県外者の場合は、空き家利用者の現在の住所地在分かる資料 改修工事に係る見積書の写し 改修工事の対象となる住宅の平面図
(3) 利用者改修 補助	誓約書（別紙様式第1号） 町内在住者にあつては町税等納付状況調書（別紙様式第2号） 町外在住者にあつては居住地における完納証明書及び現在の住所地在分かる資料 売買契約書の写し 改修工事に係る見積書の写し 改修工事の対象となる住宅の平面図
(4) 移住応援 給付金	誓約書（別紙様式第1号） 居住地における完納証明書 現在の住所地在分かる資料 売買または賃貸契約書の写し 引越費用に係る根拠書類

別表3（第8条関係）

事業区分	添付書類
(1) 家財処分 補助	家財処分に係る請求書及び領収書の写し 家財処分前写真及び家財処分完了写真
(2) 所有者等改修 補助	改修工事に係る請求書及び領収書の写し 改修工事前写真及び改修工事完了写真
(3) 利用者改修 補助	改修工事に係る請求書及び領収書の写し 改修工事前写真及び改修工事完了写真
(4) 移住応援 給付金	引越費用に係る領収書の写し 精算払いのみ

別表4（第10条関係）

補助金名	返還要件	補助金額	返還額
所有者改修補助 利用者改修補助	虚偽の申請又は申請日から3年未満に本町から転出した場合	金額にかかわらず	全額
	申請日から3年以上5年以内に本町から転出した場合	1,000,000 円以下の場合	半額
		1,000,000 円を超える場合	補助金額から 500,000 円を除いた額
	申請日から5年を超えて10年以内に本町から転出した場合	1,000,000 円以下の場合	なし
		1,000,000 円を超える場合	補助金額から 1,000,000 円を除いた額
家財処分補助 移住応援給付金	虚偽の申請又は申請日から3年未満に本町から転出した場合	金額にかかわらず	全額
	申請日から3年以上5年以内に本町から転出した場合	金額にかかわらず	半額

誓約書

九重町空き家活用定住促進事業補助金交付要綱に基づく交付申請にあたり、下記の事項について誓約し、違反があったとき又は事実と相違することがあったときは、補助金を直ちに返還します。

1、定住促進に関すること

(1)当該補助事業受けた場合、本補助金の申請日から10年以上空き家所有者においては当該物件を第三者（三親等以内の親族でないもの）に賃貸し、空き家利用者においては本町に定住します。

2、九重町暴力団排除に関すること

(1)次のいずれにも該当する者ではありません。
ア. 暴力団（九重町暴力団排除条例（平成23年3月22日九重町条例第2号）第2条に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）
イ. 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ. 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
エ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
オ. 上記ア～エまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している個人ではありません。

3、その他に関すること

(1)改修補助事業にあつては、九重町内に本店又は営業所を有する業者で施工します。

(2)移住応援給付金を申請する場合について移住支援事業費補助金の交付を受けません。

年 月 日

九重町長

殿

住所

氏名

印

生年月日（明治・昭和・大正・平成）

年

月

日

別紙様式第2号（第5条関係）

町税等納付状況調書

年 月 日

同意書

申請者 住所 九重町大字 番地
(行政区)
氏名 ⑩

九重町空き家活用定住促進事業補助金交付要綱に基づく下記の目的のため、私及び私の世帯員について町税等納付状況を関係職員が調査することに同意します。

記

目 的		家財処分補助金
		所有者等改修補助金
		利用者改修補助金
		移住応援給付金

【以下、記入不要】

確認日 年 月 日

関係課 各位

上記の者について、納付状況等についての確認をお願いします。

(担当課名)

町税納付状況等確認表

項目	納付状況等	確認者
町税他	滞納なし・滞納あり	税務課 ⑩
水道料・住宅料	滞納なし・滞納あり	建設課 ⑩
子ども園使用料	滞納なし・滞納あり	子育て支援課 ⑩
給食費	滞納なし・滞納あり	学校給食センター ⑩
C A T V使用料	滞納なし・滞納あり	未来デザイン推進課 ⑩

